

公益財団法人三宅奨学会

令和8年度貸費奨学生募集要項

1. 資格および選考について

(1) 募集人数

4名以内

(2) 出願資格

以下の1～5の条件をすべて満たしている者が出願できます。

1. 令和7年3月に広島県内の高等学校を卒業した者、及び令和8年3月に広島県内の高等学校を卒業見込みの者
2. 令和8年度に大学・短期大学に在学を予定する者
3. 修学のために、特に経済的な支援を必要とする者
4. 学業・人物ともに優秀である者
 - * 原則として高等学校3カ年の評定平均値が4.1以上の学業成績であること
 - * 評定平均値が4.1以下の場合であっても特に出願すべき理由があること
5. 出身高等学校長もしくは三宅奨学会OBより推薦をうけた者
 - * 評定平均値が4.1以下の場合は、推薦者により特に出願すべき理由を記載される必要があります。

- 8月末までに本奨学会より広島県立千代田高等学校、広島県立加計高等学校、広島県立加計高等学校芸北分校、広島県立吉田高等学校、広島新庄高等学校の各学校長及び三宅奨学会OBに「推薦依頼」を行います。

(3) 選考・内定

9月1日より出願受付を開始し、11月11日必着で出願を締め切り、その出願書類をもとに選考します。11月21日(金)に開催される奨学生選考委員会が奨学金貸与を適当と認め、理事会が承認した者を奨学生内定者とします。

(4) 採用・登録

令和8年3月22日(日)に行われる三宅奨学会研修会において、新年度からの大学入学・在籍を確認し、必要書類を受理することで奨学生として登録します。

2. 提出書類：

1) 奨学生採用願 (本会より送付した書式による)

- * 進学希望大学(第1、第2志望)を明記してください。ただし、奨学生採用内定後、入学決定までの期間に変更することは差し支えありません。
- * 採用願には保証人が必要です。第一保証人は原則として父母で、本人と同等の返還の責任を負います。第二保証人は、本人及び父母と生計を別にし、採用時点で、学生ではなく、65歳未満であることが条件です。おじ、おば等で本人に代わって返還可能である方を想定しています。
- * 三宅奨学会では機関保障制度はありません。

2) 三宅奨学会から推薦を依頼した高等学校長または三宅奨学会委託者による推薦書 (本会より送付した書式による)

- * 三宅奨学会は次の5校に推薦を依頼しています。
広島県立千代田高校、広島県立加計高校、広島県立吉田高校
広島県立加計高校芸北分校、学校法人広島県新庄学園広島新庄高校
- * 三宅奨学会の元奨学生で奨学金を完済している者と、奨学会の理事・監事・評議員に推薦を依頼します。
- * 評定平均値が4.1未満の場合は、特に推薦すべき理由の記載を要します。

3) 高等学校長による調査書

4) 奨学生出願副申書 (本会より送付した書式による)

出願理由・家族構成・家計状況等、出願の根拠となる資料となります。志願者本人の提出する副申書(1)と保護者において記入していただく副申書(2)があります。経済状況等の記載については保護者において所得証明書等と矛盾のないように確認し、また所得とは別に、被災、急病、家計急変などの貸与を必要とする特記事由があれば、この副申書に記載できます。

5) 奨学生志願者の属する家計を一にする全員の昨年(令和6年)の所得を証明する書類 (市町村長の発行する令和6年度所得証明書、又は課税台帳記載事項証明書など。各事業所で発行する源泉徴収票は対象となりません。) 選考に際して経済状況については十分に考慮しますが、副申書に記された諸条件を加えて総合的に判断します)

3. 願書提出期限：

令和7年11月22日(金)に行われる選考委員会で審議するため、上記書類を揃えて11月11日(火)までに当奨学会理事長宛に届けていただきます。出願者においては十分に余裕をもって必要書類を準備して下さい。

4. 選考結果通知：

令和7年11月21日(金)に奨学生選考委員会を開催し、選考結果は決定後一週間以内に推薦高等学校長または、推薦者宛に通知します。奨学生内定者本人には11月中に理事長名による採用内定通知と共に奨学生採用手続に必要な書類を送付します。

5. 採用決定：

内定者は令和8年3月22日（日）に北広島町内（北広島町役場入口にある千代田産業振興センターを予定）で開催する三宅奨学会奨学生歓送迎会・研修会に奨学生内定者本人が出席し、大学入学が確認できる書類、及び奨学生としての登録に必要書類を揃えて提出することにより採用決定します。

6. 奨学金貸与金額、奨学生の義務および返還条件

1) 奨学金貸与金額と送金方法

正規の大学修学年限の間、4月の入学より卒業年度の3月まで、毎月2万円を貸与し、これに加えて毎月2万円を給付します。あわせて毎月4万円を25日までに奨学生本人の郵便貯金口座宛に送金します。

2) 奨学生の報告義務

① 毎月送金通知を送付するので、奨学生は奨学金の入金を確認し、返信用葉書に近況報告を記入して理事長宛に2週間以内に返送することが必要です。報告等が数ヶ月以上の長期間にわたって無い場合は、奨学金の発送を停止します。

② 年に1回、毎年度末に1年間の学業の進行状況および大学での生活状況についての報告書及び大学発行の成績通知書を理事長宛に提出することが必要です。この報告がない場合は奨学金の送金を停止します。

3) 三宅奨学会定例研修会

毎年3月下旬に歓送迎会にあわせて奨学生を対象とする研修会が開かれます。事前に参加について問い合わせますので都合をつけて参加して下さい。

4) 返還条件

卒業後はその年度の9月よりただちに返還が始まるので、本人および保証人連署の返還誓約書を提出し、遅滞なく返還を行なうことが必要です。

大学課程卒業の場合は、奨学金の返還は原則として卒業後10年間です。医療系学部等の6年制課程の場合は、返還期間は15年間となります。貸与奨学金は無利子で年2回（9月、3月）の均等分割返還を原則とします。事由を明らかにして申請した場合は返還猶予期間を置くことができます。仮に返還猶予を申し出ることなく、返還が遅滞した場合には年間5%の延滞金が加算されます。

出願に必要な書類を公益財団法人三宅奨学会ホームページ

【<https://miyakesyogaku.jp>】よりダウンロードして作成して下さい。

不明な点は、奨学会事務局にお問い合わせ下さい。なお返信を確実にするために、できる限り、メールでお問い合わせいただくことをお勧めします。

奨学会事務所 Tel: 0826-82-2815

奨学会事務所 mail: miyakesyogaku@khiro.jp